

平成 23 年 6 月 6 日

土砂災害緊急情報〔霧島山（新燃岳）〕 第 2 号

宮崎県知事 殿

都城市長 殿

高原町長 殿

九州地方整備局長

土砂災害防止法第 29 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり通知します。

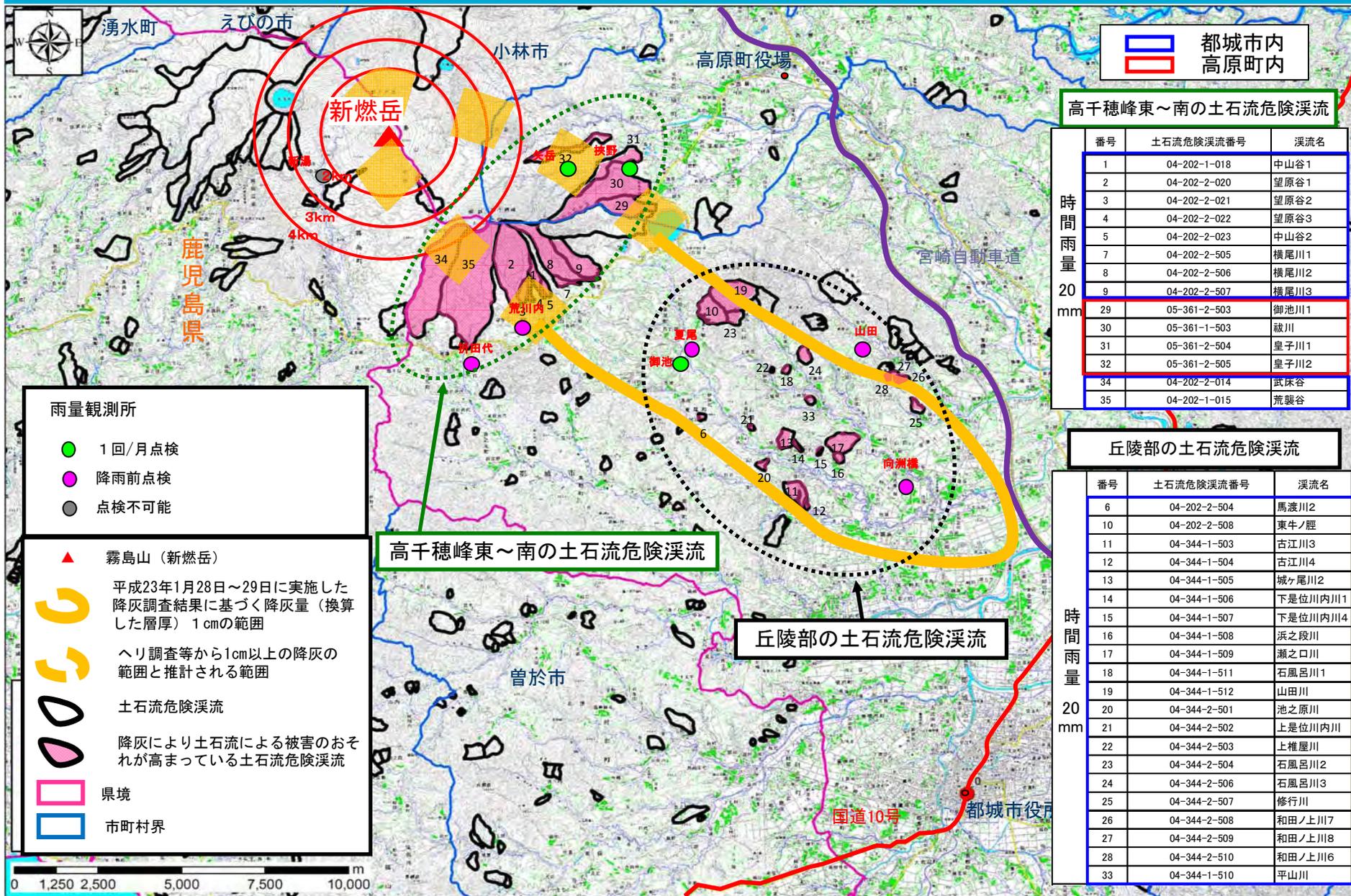
なお、関係市町村長におかれましては、災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定に基づき、適切に処置願います。

記

- 1 重大な土砂災害が想定される区域
重大な土砂災害が想定される区域は変更ありません。
- 2 重大な土砂災害が想定される時期
重大な土砂災害が想定される区域より上流の流域において、時間雨量がそれぞれ別紙－1 に示す雨量に達する時期に、土石流が発生する恐れがあります。なお、6 月 5 日の降雨により、雨量基準を見直しております。
- 3 今後の変更
今後、現地の状況等によって重大な土砂災害が想定される区域又は時期に変更があった場合には改めて通知します。

【問い合わせ先】

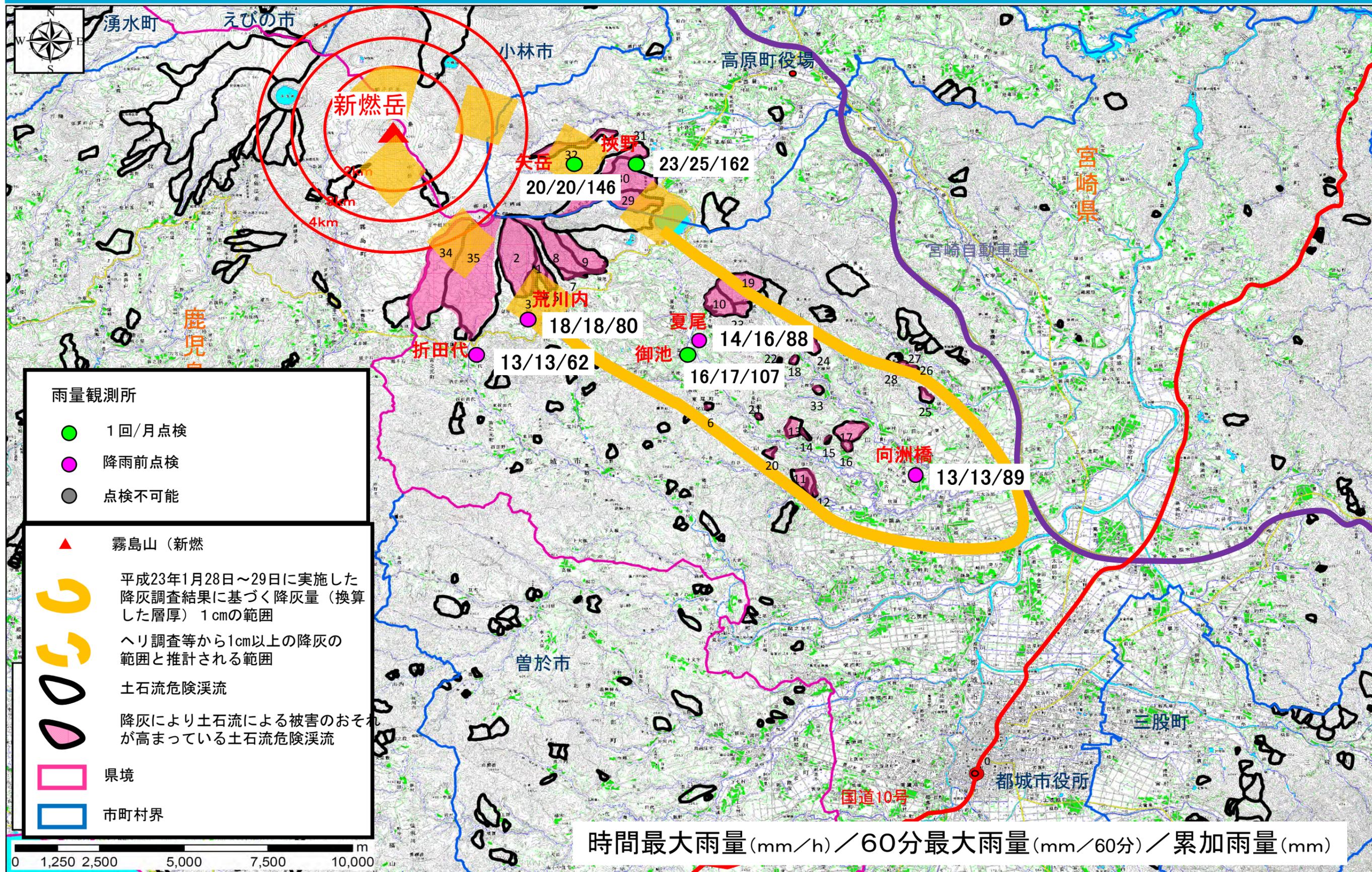
国土交通省 九州地方整備局 河川計画課 建設専門官 瀧口 茂隆



重大な土砂災害が想定される時期の情報となる雨量基準の一部見直しについて

- 6月5日の降雨により、霧島山周辺の観測所において5月2日に見直した避難のための参考となる雨量基準である時間雨量15mmを超える降雨量を観測したところです。(別紙①)
- 降雨終了後、土石流により被害の発生の恐れがあるとされている高千穂峰東～南斜面の土石流危険渓流の現地調査を行っており、いずれの渓流でも土石流による被害は確認されませんでした。
- 今回の一連の降雨では、高千穂峰東～南の土石流危険渓流付近の4観測所においては、最大60分雨量で13～25mmの雨を確認しました。
- このことから高千穂峰東～南の土石流危険渓流14渓流についても、雨量基準を20mmへ見直しすることとしました。
- 今後とも、現行の基準を超える降雨が確認され、かつ現地調査により土石流による被害が確認されなかった場合には、新たな雨量基準を検討して参ります。
- さらに、雨量以外に参考となる情報が収集できた場合はこれらも考慮し、速やかに雨量基準の見直しを検討します。

霧島山(新燃岳) H23年6月5日4時～5日19時 雨量



新燃岳

矢岳 20/20/146

狭野 23/25/162

荒川内 18/18/80

夏尾 14/16/88

折田代 13/13/62

御池 16/17/107

向洲橋 13/13/89